別添５のうち、高松東道路の表を削り、本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路（一般国道28号）表中、

「

津名一宮	洲本
	11.9

」を

「

津名一宮	淡路島中央スマート	洲本
	7.9	4.0
		11.9

」に改め、延岡南道路の表を次のとおり改める。

延岡南道路

延岡南インターチェンジの料金所の供用開始の日の前日まで

延岡南	門川
	3.7

延岡南インターチェンジの料金所の供用開始の日以降

起点・延岡南	門川
	2.6

別添６を別添６のとおり改める。

別添７を別添７のとおり改める。

別添８を別添８のとおり改める。

別添９を削る。

別添６

A	広島岩国道路
	八代日奈久道路
	江津道路
	椎田道路
	宇佐別府道路
	日出バイパス
	延岡南道路
	隼人道路
	湯浅御坊道路
	今治小松道路
	京都縦貫自動車道のうち大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間
	京都縦貫自動車道のうち千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間
B	鹿児島道路
	安来道路
	京奈道路
	長崎バイパス
	関西国際空港連絡橋
	武雄佐世保道路
	佐世保道路
C	京滋バイパス
	油小路線
	第二京阪道路
	大和北道路
	堺泉北道路
	南阪奈道路
D	第二神明道路（各インターチェンジのＥＴＣ通信施設の供用開始の日以降とする。）

別添７　割引相互間の重複適用関係

⑴　重複適用の有無

	マイレージ								
大口	×	大口							
深夜	○	○	深夜						
休日	○	○	×	休日					
近迂	○	○	○	×	近迂				
沖特	○	○	○	×	×	沖特			
延地	×	×	×	×	×	×	延地		
障割	○	×	×	×	○	○	×	障割	
路バス	×	○	○	×	○	○	×	×	路バス

㈱「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「近迂」、「沖特」、「延地」、「障割」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道等迂回利用割引、沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、障害者割引及び乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。